

市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の定め又は変更に係る知事の同意基準について

農 第 848 号

平成 24 年 1 月 11 日

和歌山県農林水産部農林水産総務課
令和 5 年 5 月 30 日農第 257 号一部改正

第 1 市町村の農用地利用計画の定め又は変更に係る知事の同意基準を定める趣旨・目的

1 市町村の農用地利用計画の定め又は変更に係る知事同意の根拠

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）において、市町村は、農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）を定め又は変更しようとするときは農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年 9 月 26 日政令第 254 号。以下「令」という。）第 4 条で定めるところにより、当該農振整備計画のうち、法第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）については、都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならないとされている。

2 同意基準を定めることについての根拠

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 250 条の 2 において、都道府県の機関は、市町村から法令に基づく協議の申出があった場合において、同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならないとされている。

3 以上から、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村が定めようとする農振整備計画のうち、同条第 2 項第 1 号に定める農用地利用計画（農用地区域の設定及びその区域内にある土地の農業上の用途の指定）について、同条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の知事の同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を、地方自治法第 250 条の 2 に基づき、次のように定める。

本同意基準は、法、令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号。以下「規則」という。）の規定に基づき定めるものであり、その適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号）等関係通知を必要に応じ引用し判断するものとする。

第 2 市町村が農用地利用計画を定め又は変更しようとするときの知事の同意の基準（形

式的事項)

農用地利用計画を定め又は変更しようとして法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町村から知事への協議があった場合、知事は、以下について確認した上で第3に示す基準に基づき判断するものとする。

1 農振整備計画の内容

農振整備計画の案が法第8条第1項から第3項の規定に基づき定め又は変更されるものであること。

- (1) 法第8条第1項の規定に基づき、知事の指定した農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村において、その区域内にある農業振興地域について定められ又は変更される農振整備計画であると認められること。

また、当該計画が令第3条及び規則第3条の2に規定する者の意見を聞いて定め又は変更されるものであること。

- (2) 法第8条第2項第1号の規定に基づき農用地利用計画が定められていること。

また、農用地利用計画が規則第4条の規定に基づき、

① 農用地区域に含まれる土地と認められない土地との区別

② 農用地区域内の土地の農業上の用途区分

をあきらかにして定められているものであること。

- (3) 法第6条第2項の規定に基づき、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し一体として農業の振興を図ることが相当である地域において定め又は変更する農振整備計画の内容として、法第8条第2項各号及び第3項の規定に基づき必要な事項が定められているとともに、当該事項の内容に不足がないと認められるものであること。

2 農振整備計画案の縦覧等手続

法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事への協議を行おうとする場合、法第11条の規定に基づき次により縦覧等の手続を了したものであること。

- (1) 法第11条第1項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農振整備計画を定め又は変更しようとする旨を公告し、定め又は変更しようとする理由書を添え農振整備計画の案を縦覧(公告の日からおおむね30日間の期間)に供したものであること。

なお、公告に際し、市町村の住民にあつては同条第2項の規定に基づき農振整備計画の案に対して意見の提出ができる旨、農振整備計画の案の農用地区域内の土地の所有者等にあつては同条第3項の規定に基づき農用地利用計画の案に対して、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議の申出ができる旨の教示がされ

ているものであること。

- (2) 法第 11 条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村への異議の申出があった場合は申出のすべてについて市町村の決定があり、かつ、同条第 6 項の規定に基づき、知事への審査の申立てがあった場合は申立てのすべてについて知事の裁決があるものであること。
- (3) 国有地を含めて農用地区域を定め又は変更しようとするときは、法第 11 条第 10 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該国有地を所管する各省各庁の長の承認を受けているものであること。

3 農振整備計画案の添付

市町村は、法第 8 条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき協議を行おうとする場合は、令第 4 条の規定に基づき農振整備計画を添えて知事に提出すること。

第 3 法第 8 条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村が農用地利用計画を定め又は変更しようとするときの知事の同意の基準（実質的事項）

農用地利用計画を定め又は変更しようとして法第 8 条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町村から知事への協議があった場合、知事が同意するか否かについては、第 2 の形式的事項を確認の上、以下に示す基準に基づき判断するものとする。

1 農振整備計画における一体性の確保等

法第 6 条第 2 項の規定に基づき地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当である農業振興地域において市町村が定めることとしている農振整備計画は、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定め又は変更するものでなければならない。

また、

- (1) 法第 4 条第 1 項の規定に基づき知事が定める農業振興地域整備基本方針に適合する
- (2) 法第 4 条第 3 項に規定する法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれている
- (3) 当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して定められているものでなければならない。

- 2 農振整備計画は、法第 10 条第 2 項の規定に基づき、市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即し定め又は変更するものでなければならない。
- 3 農振整備計画を定め又は変更しようとする場合の農用地利用計画は、法第 10 条第 3 項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって同項各号に規定する次に掲げるものにつき定めるものでなければならない。
 - (1) 第 1 号に規定する集団的に存在する農用地。なお、集団的農用地の規模は令第 6 条に規定する規模（10 ヘクタール）以上であること。
 - (2) 第 2 号に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内の土地。なお、同号に規定する土地改良事業は、規則第 4 条の 3 各号の要件を満たすものであること。
 - (3) 第 3 号に規定する集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地。
 - (4) 第 4 号に規定する法第 3 条第 4 号に掲げる耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設の用に供する土地（農業用施設用地）であって、令第 7 条に規定する規模（2 ヘクタール）以上のもの又は（1）及び（2）に掲げる土地に隣接するもの。
なお、農業用施設については規則第 1 条各号に掲げるものとする。
 - (5) （1）から（4）までのほか、第 5 号に規定する当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。
- 4 農振整備計画を定め又は変更しようとする場合の農用地利用計画は、3 に示す基準により設定した農用地区域内の土地において、法第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から、必要な限度において規則第 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する以下の基準に従い区分する農業上の用途を指定するものでなければならない。
 - (1) 規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号イからニに掲げる次の土地の区分に従い指定する。
 - ① イの土地：法第 3 条第 1 号に掲げる土地のうち、耕作の目的に供される土地（農地）
 - ② ロの土地：法第 3 条第 1 号に掲げる土地のうち、主として耕作または養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（採草放牧地）
 - ③ ハの土地：法第 3 条第 2 号に掲げる土地（混牧林地）
 - ④ ニの土地：法第 3 条第 4 号に掲げる土地（農業用施設用地）
なお、法第 3 条第 3 号に規定する保全利用施設（土地改良施設）については隣接する土地の区分に従い指定する。
 - (2) 規則第 4 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、農用地区域内の土地を（1）の用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化そ

の他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないよう指定する。

- (3) 規則第4条の2第2項の規定に基づき、地域の特性にふさわしい農業振興のために必要があるとして大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設ける場合は、(1)の用途をさらに細分したものとして指定する。

5 法第10条第3項各号の規定に基づき農用地等および農用地等とすることが適当として農用地区域に定められた土地であっても、同条第4項の規定による土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他令第8条第1項各号に掲げる以下の土地は含まれないものとする。

- (1) 令第8条第1項第1号に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第8条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第15条第6項及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第21条第6項において準用する土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地。

なお、非農用地区域の土地について、土地改良施設用地又は農業用施設用地としてその用地の確保と計画的な配置を図る場合等、地域の農業振興を図る上で農用地区域に含めることが適当と考えられる場合については、農用地区域から除外しないこととしても差し支えない。

- (2) 令第8条第1項第2号に規定する優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法第41号）第4条第1項の規定による認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同条第4項および第5項に規定する協議が整ったものに限る。）に従い同法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地

- (3) 令第8条第1項第3号に規定する次に掲げる施設の用に供される土地であって、当該土地を農用地等（法第3条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第3号の施設（土地改良施設）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

① 土地改良事業又はこれに準ずる事業であって、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めたもの（②に掲げる事業を除く。）

当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したもの

② 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業

当該土地改良事業の工事が完了した年度の初日から起算して8年を経過したものであり、かつ、その土地についての土地中間管理権の存続期間が満了しているもの

- (4) 令第8条第1項第4号に規定する公益性が特に高いと認められる事業に係る施設

の用に供される土地のうち、道路、鉄道等線の施設及び航路標識、灯台、信号のよ
うな特定地点に存する点的施設など、当該地への立地することがやむを得ず、農振
整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ない次に掲げる施設の用に供される土地

- ① 規則第4条の5第1項第2号から第26号までに掲げる施設
- ② 規則第4条の5第1項第26号の2、同項第27号及び同項第28号（農振整備計
画において種類、位置及び規模が定められているものに限る。）に規定する計画に
定める施設

6 農振整備計画のうち、法第8条第2項第6号の事項については、同号に規定する施設
がその施設の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければなら
ない。

7 市町村の農振整備計画の変更は、法第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備
基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、法第12条の2第1項の規定
による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた
ときに遅滞なく行われるものでなければならない。

このため、市町村において、農振整備計画の変更の必要が生じたとする明確な理由が
示されるものであること。

8 5に示す農振整備計画の変更のうち、法第10条第3項各号に該当する土地について、
農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除
外するために行う農用地区域の変更は、7に示す変更の必要が生じたとする明確な理由
とともに、法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてが満たされる場合でなければなら
ない。

なお、法第15条の2第8項の規定に基づく国又は地方公共団体が農用地区域において
開発行為をしようとする場合に知事との協議が必要となる施設（規則第36条各号）の用
に供する土地については、同項の協議を了していなければ、法第13条の規定に基づき農
用地区域から除外するために行う農用地区域の変更はできない。